日刊

(日曜日、

発 行

目

次

○都市計画事業の事業計画の変更認可…………… ………(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)…

○建築基準法による道路位置の指定…………… …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課

○宅地建物取引業法による行政処分についての公開 ○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区 の聴聞………(住宅政策本部民間住宅部不動産業課

域の指定……(環境局環境改善部化学物質対策課)…二

○政治団体の収支報告書の要旨 (令和三年分第六

○政治団体の収支報告書の要旨 (令和四年分第四

○政治団体の収支報告書の要旨 (令和五年分第二

○警備員等の検定の実施(二件)………………………

示

○警備員指導教育責任者講習の実施 ○警備員等の検定合格者審査の実施 (二件) (九件) 0 八 ハ

W

て縦覧に供する。

なお、

関係図書は、

東京都多摩建築指導事務所に備え置

1

東京都

●東京都告示第百十五号

条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に 摩都市計画公園事業の事業計画の変更を認可したので、同 項の規定に基づき令和三年東京都告示第千四百五十八号多 ŋ 都市計画法 次のように告示する。 (昭和四十三年法律第百号) 第六十三条第 第一項第五号 法第四十二条 道路による

令和七年二月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

 \equiv 種類及び名称都市計画事業の

施行者の名称

多摩市

号連光寺六丁目公園 多摩都市計画公園事業第八・二・

事業施行期間 月三十一日まで 令和三年十二月十日から令和九年三

三

収用の部分

兀

事業地

変更なし

使用の部分

 \equiv

なし

൛ൎ

●東京都告示第百十六号

という。)第四十二条第一項第五号の規定により、 おり道路の位置を指定した。 建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号。 以 下 次のと 法

ハ

程 交

令和七年

月二十一

Н

東京都多摩建築指導事務所長

茂

木

規

○東京都交通局財産管理運用委員会規程の一部を改

示

告

路の種類

指定年月日

路の位置

幅員(単位メ 路の延長及び 指定に係る道

トル)

令和七年一 月二十七日

一丁目四百三小金井市中町

十番一の一部

幅員四○・ 延長

四七

. 00

●東京都告示第百十七号

規定により、 同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の 規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び 宅地建物取引業法 公開の聴聞を次のとおり行う。 (昭和二十七年法律第百七十六号) 0)

令和七年二月二十一日

東京都知事 小 池 百 合子

令和七年三月七日 午前十時

日時

場所 本部民間住宅部聴聞室新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都住宅政策

三 被聴聞者

商号 有限会社サンライフプラン

代表者氏名 取締役 前川 山陽

 $(\underline{\hspace{1cm}})$

 $(\overline{\underline{-}})$

主たる事務 所の所在地 世田谷区松原二丁目三十一番七号

免許証番号 東京都知事(5第八〇九七八号

(四)

(<u>Fi</u>.)

免許年月日 令和四年七月十九日 \triangleright

特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

第三十一条第

項及び第

一項の基準に適合してい

土壤汚染対策法施

行規

則

成十

四年環境省令第一

-目地内)

●東京都告示第百十八号 污染対策法 爭

第六条第 項 ならない区域 土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ 、の規定により、 を指定するので、 一項の規定により、 。 以 下 特定有害物質によって汚染されてお ·成十四年法律第五十三号) 同 .条第1 形質変更 次のとおり告示する。 一項において準用する 時要届出区 域 同法 とい

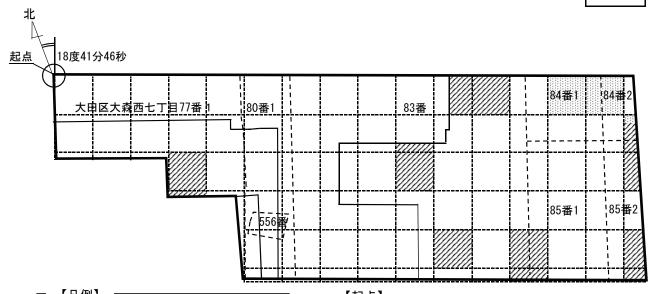
令和七年二月二十 日

形質変更時要届出 東京都知事 区域 別図 のと 小 おり 池 (大田 百 合 区大森西 子

別図

第十一

条



【凡例】

敷地境界

調査対象地

---筆境界

-----単位区画

形質変更時要届出区域

(この告示により指定する区域)

//////形質変更時要届出区域

(令和6年東京都告示第560号 により指定した区域)

【起点】

起点は、大田区大森西七丁目77番1の最北端とする。

【格子の回転角度 18度41分46秒】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向 に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔に引いた線 で構成されている格子を、起点を中心として、右回りに 回転させた角度を示す。

	 ●東京都選挙管理委員会告示第七号 □大ので、同法第二十条第一項の規定による政政治団体の収支報告書の題目 (令者 3年分第6回) 「会者 3年分第6回) 「会者 3年分第6回) 「会者 3年分第6回) 	要旨
	政治資金規正法(昭和1 二条第一項の規定による政 つたので、同法第二十条第一項の規定による政	政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第二条第一項の規定による政治団体の収支報告書の提出がったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨 海藤
二支部 二支部 1,021,981 354,981 667,000		一十三年法律第百九十四号)第一項の規定により、その要旨

前年繰越額

本年収入額

1, 365, 600

261,000

収入総額

円 1, 626, 600

ω

●東京都選挙管理委員会告示第八号 政治資金規正法 報告年月日 政治団体の名称 政治団体の名称 報告年月日 経常経費 支出総額 収入総額 支出の内訳 本年収入額 前年繰越額 政治活動費 個人の負担する党費又は会費 本年収入の内訳 本部又は支部から供与された交付金に係る収 (翌年への繰越額) 人件費 自由民主党品川総支部 組織活動費 令和 合香 自由民主党東京都品川区第二十九支部 自由民主党東京都品川区第二十二支部 6年 9月24日 6年 9月30日 政治団体の収支報告書の要旨 (昭和二十三年法律第百九十四号) 第十 (令和 4年分第4回) 24, 000 (1 0 0 人) 1, 346, 000 円 1,612,331 1, 346, 000 1, 370, 000 1, 570, 722 242, 331 644, 000 926, 722 926, 722 644,000 41,609 \sim 報告年月日 ω 0 政治団体の名称 収入総額 支出総額 支出総額 本部又は支部から供与された交付金に係る収入 本年収入の内訳 個人の負担する党費又は会費 次のとおり公表する。 二条第一項の規定による政治団体の収支報告書の提出があ (翌年への繰越額) ったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を 自由民主党品川総支部 合性 ゆざわ一貴後接会 6年 9月30日 25, 200 (1 0 0 人) 1, 340, 400 1,626,600 1, 340, 400 о **Э** 令和七年二月二十一日 東京都 選挙 管

理 委 員 会

令和7年2月21日(金曜日) 東 京 都 公 報 (第18250号) ◉東京都選挙管理委員会告示第九号 2 政治資金規正法 ω 報告年月日 資金管理団体の届出に係る公職の種類 資金管理団体の届出をした者の氏名 国会議員関係政治団体の区分 政治団体の名称 公職の候補者の氏名 公職の候補者に係る公職の種類 収入総額 支出総額 政治活動費 経常経費 支出の内訳 前年繰越額 本年収入額 (翌年への繰越額) 人件費 機関紙誌の発行その他の事業費 組織活動費 備品・消耗品費 事務所費 宣伝事業費 合君 政治経済研究クラブ「ともの会」 6年11月 6日 政治団体の収支報告書の要旨 (昭和二十三年法律第百九十四号) 第十 (令和 川島 智太郎 法第19条の7第1項第 1号及び第2号 衆議院議員 川島 智太郎 衆議院議員 円 1, 191, 440 1, 191, 440 383, 884 807, 556 240,000 333, 884 31, 900 33,800 31,900 50,000 60,084 18, 100 0 政治団体の名称 ω 12 報告年月日 資金管理団体の届出をした者の氏名 報告年月日 資金管理団体の届出をした者の氏名 政治団体の名称 資金管理団体の届出に係る公職の種類 資金管理団体の届出に係る公職の種類 支出総額 収入総額 本年収入の内訳 支出総額 本年収入額 前年繰越額 本年収入の内訳 本年収入額 前年繰越額 収入総額 寄附の総額 次のとおり公表する。 (翌年への繰越額) (翌年への繰越額) 政党匿名分を除く寄附の額

政治団体からの告別

15,000

0

支出総額

(翌年への繰越額)

748, 860

0

15,000

前年繰越額 収入総額

15,000

本年収入額

平野春望後接会

合哲

6年12月10日

円 64, 000

報告年月日

令和 6年12月25日

円 397, 250

64,000

2

支出総額 本年収入額

397, 250 47, 250 350,000

(翌年への繰越額)

59,000 5,000

前年繰越額 収入総額 区市町村議会議員

資金管理団体の届出をした者の氏名

山野井

資金管理団体の届出に係る公職の種類

区市町村議会議員

理斗

政治団体の名称

山野井つよし後接会 (毅友会)

5

二条第一項の規定による政治団体の収支報告書の提出があ ったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を

令和

6年11月21日

円 420, 300

政治団体からの寄附 個人からの寄附

405, 300

政治団体の名称

広瀬まき後援会

15,000

資金管理団体の届出に係る公職の種類 資金管理団体の届出をした者の氏名

都道府県議会議員

坂根

本域

420, 300

報告年月日

令和 6年10月18日

円 748, 860

748, 860

藤井

寄附の総額

政党匿名分を除く寄附の額

50,000 59,000 59,000

9,000

区市町村議会議員 真治

令和七年二月二十一日

員 会

東 京都 選挙管理委

(第18250号)								<u></u>	Į_	京	都	公		8				令和	17年	2月2	21日	(金	曜日)	6
	2 支出総額	本年収入額	前年繰越額	1 収入総額	報告年月日 令和 6年11月11日	政治団体の名称 しばさき健一とオンリーワンの小金井を創る会		(翌年への繰越額)	2 支出総額	本年収入額	前年繰越額	1 収入総額	報告年月日 令和 6年11月11日	政治団体の名称 オンリーワンの小金井を創る市民会議		組織活動費	政治活動費	人件費	経常経費	4 支出の内訳	個人からの寄附	政党匿名分を除く寄附の額	寄附の総額	3 本年収入の内訳	
	0	0	1,000	1,000	B	き井を創る会		7, 339	0	0	7, 339	7, 339	∃	***************************************		17, 250	17, 250	380, 000	380, 000		47, 250	47, 250	47, 250		
	1 収入総額	報告年月日 令和 6年11月11日	政治団体の名称 私の政策		2 支出総額	1 収入総額	報告年月日 令和 6年10月15日	政治団体の名称 無所属 新人		2 支出総額	1 収入総額	報告年月日 令和 6年10月15日	政治団体の名称 なかまえ由紀を応援する会		2 支出総額	1 収入総額	報告年月日 令和 6年10月15日	政治団体の名称 東京無所属ネットワーク		架局 萬一	(借入先)	借入金	3 資産の内訳	(翌年への繰越額)	
	85, 125	∃			0	0	В			0	0	B			0	0	B			2, 800, 000	(借入残高)			1,000	
	(客附者)	5 寄附の内訳 (年間5万円を超えるもの)	宣伝事業費	機関紙誌の発行その他の事業費	政治活動費	光熱水費	経常経費	4 支出の内訳	個人からの寄附	政党匿名分を除く寄附の額	岩 附の総額	3 本年収入の内訳	(翌年への繰越額)	2 支出総額	本年収入額	前年繰越額	1 収入総額	報告年月日 令和 6年10月22日	政治団体の名称 渡辺げんたろう後援会		(翌年~の繰越額)	2 支出総額	本年収入額	前年繰越額	
			110, 617	110, 617	110, 617	2, 387	2, 387		500, 000	500, 000	500,000		2, 842, 133	113,004	500,000	2, 455, 137	2, 955, 137	Ħ			85, 125	0	0	85, 125	

7 令和7年	三2月21日(金曜日)	東	京	都	公	報	(第18250号)
							(個人からの寄附) 三橋 永治
							(金額) (住所) 円 500,000 町田市

2

告 示

公

●東京都公安委員会告示第61号

づき技能検定員審査を実施するので、規則第2条の規定に より次のとおり告示する。 会規則第3号。以下「規則」という。) 第1条の規定に基 技能検定員審査等に関する規則 (平成6年国家公安委員

令和7年2月21日

東京都公安委員会

委員長 鬞 艦 湞

肥

뺍

審査の種類

審査を受けようとする者の資格

通自動車免許技能檢定員審查

免許を除く。)に係る運転免許証を提示できる者である 普通自動車を運転することができる運転免許(仮運転

審査項目及び審査細目

ယ

技能検定に関する技能

<u>1</u>

- 技能検定員として必要な自動車の運転技能
- 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能
- 技能検定に関する知識

2

- V 第4項に規定する教則の内容となっている事項 道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の28
- 自動車教習所に関する法令についての知識
- 技能検定の実施に関する知識
- 自動車の運転技能の評価方法に関する知識
- 審査細目の免除

3条第1項第1号若しくは第2号のいずれかの規定に該 当する者 規則第17条第1項各号若しくは第2項各号又は附則第

- 審査の日時及び場所
- $\widehat{\mathbf{1}}$ 中平

日)までの間のうち、申請書提出時において指定する 令和7年3月24日 (月曜日)から同月28日 (金曜

2 揚所

田郡

番地の1) 警視庁府中運転免許試験場(府中市多磨町三丁目1

- 6 申請手続
- $\widehat{\Xi}$ 申請書類
- ° 申請書(規則別記様式第1号の審査申請書とす
- の長さ2.4センチメートルのもの) 三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、 撤
- か 審査細目が免除される者は、これを証明する書面
- 2 受付日時

令和7年3月6日(木曜日)及び同月7日 (金曜

日)の午前9時30分から午後4時まで

3 受付場所

丁目12番5号 警視庁運転免許本部運転者教育課(品川区東大井一

- 申請に関する注意事項
- いて、令和7年2月25日(火曜日)から配布する。 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課にお

ただし、日曜日、土曜日を除く。

- 写真は、申請書に貼り付けること
- 提出書類は、本人が直接持参すること。
- 運転免許証を提示すること。
- 審査手数料

~1

庁関係手数料条例(平成12年東京都条例第99号)別表第 19,500円。ただし、審査細目を免除される者は、 警視

1の項備考2に規定する額を減額する

- 携行品及び服装
- $\widehat{\mathbf{I}}$ 携行品
- 運転免許証
- 筆記用具

(ア) 黒色又は青色のボールペン

- (イ) 赤色のボールペン
- 2 服装

自動車の運転に支障のない服装

- 9 合格証明書の交付
- 格証明書を交付する。 合格者には、規則別記様式第2号の技能検定員審査合
- 10 問合せ先

警視庁運転免許本部運転者教育課

電話 03 (3581) 4321 内線7251-5276

●東京都公安委員会告示第62号

という。)第7条の規定により次のとおり告示する。 規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」 に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する 警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項の規定 ယ

令和7年2月21日

東京都公安委員会

委員長 뺍

巚

道

肥

<u>-</u> 検定の実施期日及び時間 学科試験

午前8時30分から午前11時まで 令和7年5月24日(土曜日)

2

実技試験

検定の実施場所

午前8時30分から午後4時30分まで

令和7年7月5日(土曜日

2

品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鮫洲運転免許試

検定の実施種別 規則第1条第3号の警備業務(雑踏警備業務に係るも

のをいう。)に係る規則第4条に規定する2級の検定

検定予定人員

_Ω 45名 検定申出の要領

なお、検定申出は、電話受付のみとし、先着順により 検定申請に先立って、検定申出を必ず行うこと

(1) 検定申出の受付期間 日)の2日間 令和7年4月7日(月曜日)及び同月8日(火曜

午前8時30分から午後4時30分まで

2 受付専用電記

9

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 (3581) 8201

6

 $\widehat{\Box}$ 受付期間

令和7年4月16日(水曜日)から同月18日 (金曜

日)までの3日間

午前8時30分から午後4時30分まで

2

ずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。 規則第9条に規定する検定申請書の提出は、次のい

東京都内の住所地を管轄する警察署

管轄する警察署 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を

3 申請書類

J 検定申請書 1通

の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏 三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、 名及び撮影年月日を記載したもの) 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、 2葉 横

国 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書 各1通

か

 $\widehat{\mathcal{V}}$ 明らかとなる書面 民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地が 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住

かの疎明する書面を要しない。 営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書 ただし、前(2)のア及びイに該当する者は、いずれ 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する

問合せ先

検定手数料

13,000円

電話 03 (3581) 4321 内線30312 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係

◉東京都公安委員会告示第63号

規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」 という。) 第7条の規定により次のとおり告示する。 に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する 警備業法 (昭和47年法律第117号)第23条第1項の規定

令和7年2月21日

東京都公安委員会

委員長 鬞 艦 道

肥

検定の実施期日及び時間

 $\widehat{\Xi}$ 学科試験

午前8時30分から午前11時まで 令和7年5月24日(土曜日)

2 実技試験

令和7年7月5日 (土曜日)

午前8時30分から午後4時30分まで

品川区東大井一丁目12番5号 検定の実施場所

警視庁鮫洲運転免許試

2

検定の実施種別

ယ

るものをいう。)に係る規則第4条に規定する2級の検 定 規則第1条第4号の警備業務(交通誘導警備業務に係

4 検定予定人員

4

5 検定申出の要領

検定申請に先立って、検定申出を必ず行うこと

なお、検定申出は、電話受付のみとし、先着順によりまする。

() 検定申出の受付期間

令和7年4月9日 (水曜日) 及び同月10日 (木曜日) の2日間

午前8時30分から午後4時30分まで 受付専用電話

2

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03(3581)8201

申請手続

6

(1) 受付期間

令和7年4月16日(水曜日)から同月18日(金曜

日)までの3日間

午前8時30分から午後4時30分まで

(2) 受付場所

規則第9条に規定する検定申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。

- 東京都内の住所地を管轄する警察署
- イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を | 管轄する警察署

(3) 申請書類

- 検定申請書 1
- イ 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横

の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏 名及び撮影年月日を記載したもの) 2 葉

- ウ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書
- 面 各1通 (7) 前(2)のアに該当する者は、住所抽を疎開する住
-)前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地が明らかとなる書面
- (イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書ただし、前(2)のア及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。
- (4) 検定手数料 14,000円

問合せ先

~1

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 4321 内線30312

◉東京都公安委員会告示第64号

警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号) 附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則(平成17年 国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。)附則 第6条の規定に基づく検定合格者審査において、規則附則 第7条第1項の規定により学科試験及び実技試験により判 定する審査(以下「審査」という。)を実施するので、規 則附則第9条の規定により次のとおり告示する。

令和7年2月21日

東京都公安委員会

委員長 廣 瀨 道

罡

III

裏面に氏1 審査の実施期日及び時間
令和7年5月24日(土曜日)る次の書午前8時30分から午後0時30分まで2 審査の実施場所2 審査の実施場所

3 審査の実施種別

警視庁鮫洲運転免許試

規則附則第6条第1号の空港保安警備業務に係る1の検定合格者審査

緻

審査対象者

4

規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。)第1条第1項の表に規定する空港保安警備に係る同項に規定する検定であって、同条第2項に規定する1級に係るものに合格した者

審査予定人員

2

30≱

6 申請申出の要領

申請に先立って、申請申出を必ず行うこと

なお、申請申出は、電話受付のみとし、先着順により 確定する。

(1) 申請申出の受付期間

令和7年4月14日(月曜日)及び同月15日(火曜

日)の2日間

午前8時30分から午後4時30分まで

(2) 受付専用電話

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係

(3581) 820

$\widehat{\Xi}$ 申請手続

受付期間

日)までの3日間 令和7年4月21日(月曜日)から同月23日(水曜

2 受付場所

午前8時30分から午後4時30分まで

のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。 規則附則第10条に規定する審査申請書の提出は、 ×

警備員として属する東京都内の営業所の所在地を 東京都内の住所地を管轄する警察署

管轄する警察署

- か 。)の交付を受けた東京都内の警察署 旧規則第8条の合格証(以下「旧合格証」とい
- 3 申請書類
- 審査申請書 1通

名及び撮影年月日を記載したもの) の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏 分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、 1 蕪 撤 \vdash

旧合格証の写し

か

H 国 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書

明らかとなる書面 民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地が 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住 2

営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書 ただし、 前(2)のイに該当する者は、 前(2)のア及びイに該当する者はいずれか 警備員として属する

11

3

前(2)のウに該当する者は疎明する書面を要しな

(4) 審査手数料 4,700円

問合せ先

 ∞

質語 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一 03 (3581) 4321 内線30312 原係

◉東京都公安委員会告示第65号

第6条の規定に基づく検定合格者審査において、規則附則 附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則(平成17年 則附則第9条の規定により次のとおり告示する 定する審査(以下「審査」という。)を実施するので、 第7条第1項の規定により学科試験及び実技試験により判 国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。) 附則 警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号) 戡

令和7年2月21日

東京都公安委員会

委員長 鬞 嶣 道 肥

審査の実施期日及び時間

令和7年5月24日(土曜日)

午前8時30分から午後0時30分まで

審査の実施場所

品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鮫洲運転免許試

ယ 審査の実施種別

の検定合格者審査 規則附則第6条第2号の空港保安警備業務に係る2級

4 審査対象者

港保安警備に係る同項に規定する検定であって、同条第 格した者 2項に規定する1級に係るもの又は2級に係るものに合 下「旧規則」という。)第1条第1項の表に規定する空 に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以 規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定

審查予定人員

5

申請申出の要領

6

申請に先立って、申請申出を必ず行うこ

確定する なお、申請申出は、電話受付のみとし、先着順により

(1) 申請申出の受付期間

日)の2日間

令和7年4月14日(月曜日)及び同月15日

(火曜

午前8時30分から午後4時30分まで

2 受付専用電話

03 (3581) 8201 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係

~1 申請手続

 $\widehat{\mathbf{1}}$ 受付期間

令和7年4月21日 (月曜日) から同月23日 | 小曜

日) までの3日間

午前8時30分から午後4時30分まで

2 受付場所

のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする 規則附則第10条に規定する審査申請書の提出は、次

ア 東京都内の住所地を管轄する警察署

- イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を 管轄する警察署
- 5 旧規則第8条の合格証(以下「旧合格証」という。)の交付を受けた東京都内の警察署

(3) 申請書類

- 審査申請書 1通
- イ 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 1葉
- 旧合格証の写し
- 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書 面
- (ア) 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住 2 民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地が 明らかとなる書面
- (イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する3営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書ただし、前(2)のア及びイに該当する者はいずれかを、前(2)のウに該当する者は疎明する書面を要しな4

(4) 審査手数料 4,700円

8 問合せ先

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係

電話 03 (3581) 4321 内線30312

◉東京都公安委員会告示第66号

附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則(平成17年 国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。)附則 第6条の規定に基づく検定合格者審査において、規則附則 第7条第1項の規定により学科試験及び実技試験により判 定する審査(以下「審査」という。)を実施するので、規 則附則第9条の規定により次のとおり告示する。

令和7年2月21日

東京都公安委員会

委員長 廣 瀬 道 明

審査の実施期日及び時間

令和7年5月24日(土曜日

午前8時30分から午後0時30分まで

審査の実施場所

品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鮫洲運転免許試 場

審査の実施種別

規則附則第6条第3号の施設警備業務に係る1級の検定合格者審査

4 審査対象者

規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。)第1条第1項の表に規定する常駐警備に係る同項に規定する検定であって、同条第2項に規定する1級に係るものに合格した者

5 審査予定人員 30名

6 申請申出の要領

警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)

申請に先立って、申請申出を必ず行うこと。 なお、申請申出は、電話受付のみとし、先着順により

(1) 申請申出の受付期間

確定する。

令和7年4月14日(月曜日)及び同月15日日)の2日間

午前8時30分から午後4時30分まで

受付専用電話

2

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03 (3581) 8201

申請手続

~1

(1) 受付期間

令和7年4月21日(月曜日)から同月23日(水曜

日) までの3日間

午前8時30分から午後4時30分まで

(2) 受付場所

規則附則第10条に規定する審査申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとするア 東京都内の住所地を管轄する警察署

- 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を 管轄する警察署
- 旧規則第8条の合格証(以下「旧合格証」という。)の交付を受けた東京都内の警察署

か

申請書類

3

審査申請書 1通

(写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横

 ∞

問合せ先

名及び撮影年月日を記載したもの) の長さ2.4センチメートルの写真で、 その裏面に氏 1 葉

旧合格証の写し

Н

- 国 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書
- T 明らかとなる書面 民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地が 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住 2
- ただし、前(2)のア及びイに該当する者はいずれか 営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する 前(2)のウに該当する者は疎明する書面を要しな ω
- 審査手数料 4,700円
- 周門 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03 (3581) 4321 内線30312

◉東京都公安委員会告示第67号

第6条の規定に基づく検定合格者審査において、規則附則 国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。) 附則 則附則第9条の規定により次のとおり告示する 第7条第1項の規定により学科試験及び実技試験により判 附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則(平成17年 定する審査 警備業法の一部を改正する法律 (平成16年法律第50号) (以下「審査」という。) を実施するので、規

令和7年2月21日

13

東京都公安委員会

委員長 鬞 艦 道

뺍

審査の実施期日及び時間

令和7年5月24日

(土曜日)

午前8時30分から午後0時30分まで

審査の実施場所

警視庁鮫洲運転免許試

品川区東大井一丁目12番5号

審査の実施種別

定合格者審査 規則附則第6条第4号の施設警備業務に係る2級の検

審査対象者

た者 駐警備に係る同項に規定する検定であって、同条第2項 に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以 に規定する1級に係るもの又は2級に係るものに合格し 下「旧規則」という。) 第1条第1項の表に規定する常 規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定

か

5 審查予定人員

30名

申請申出の要領

申請に先立って、申請申出を必ず行うこと

なお、申請申出は、電話受付のみとし、先着順により

(1) 申請申出の受付期間

日)の2日間 令和7年4月14日(月曜日)及び同月15日(火曜

午前8時30分から午後4時30分まで

肥 2 受付専用電話

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係

申請手続

03 (3581) 8201

~1 Ξ 受付期間

令和7年4月21日 (月曜日) から同月23日 [水曜

日) までの3日間

午前8時30分から午後4時30分まで

2 受付場所

のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする 規則附則第10条に規定する審査申請書の提出は、次

- 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を 東京都内の住所地を管轄する警察署
- 管轄する警察署 旧規則第8条の合格証(以下「旧合格証」 とい
- 3 申請書類

う。)の交付を受けた東京都内の警察署

審査申請書 1通

の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏 三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上 横

ウ 旧合格証の写し

名及び撮影年月日を記載したもの)

1葉

- Н 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書
- $\widehat{\mathcal{Y}}$ 明らかとなる書面 民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地が 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住

 Ξ 営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書 ただし、前(2)のア及びイに該当する者はいずれか 前(2)のウに該当する者は疎明する書面を要しな 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する

問合せ先 審査手数料 4,700円

 ∞

電話 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03 (3581) 4321 内線30312

附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則(平成17年 定する審査(以下「審査」という。)を実施するので、規 第7条第1項の規定により学科試験及び実技試験により判 第6条の規定に基づく検定合格者審査において、規則附則 国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。) 附則 6

令和7年2月21日

委員長 鬞 道

쀤

審査の実施期日及び時間

令和7年5月24日(土曜日)

午前8時30分から午後0時30分まで

審査の実施場所

2

品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鮫洲運転免許試

東

●東京都公安委員会告示第68号

則附則第9条の規定により次のとおり告示する 警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)

東京都公安委員会

肥

<u>-</u> 受付期間

(月曜日)から同月23日 (水曜

日)までの3日間

午前8時30分から午後4時30分まで

2

ယ 審査の実施種別

規則附則第6条第5号の交通誘導警備業務に係る1級

4 審査対象者

の検定合格者審査

通誘導警備に係る同項に規定する検定であって、 に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以 下「旧規則」という。) 第1条第1項の表に規定する交 規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定 同条第

IJ 審査予定人員

項に規定する1級に係るものに合格した者

30名

申請に先立って、申請申出を必ず行うこと 申請申出の要領

なお、申請申出は、電話受付のみとし、先着順により

<u>1</u> 申請申出の受付期間

日)の2日間 令和7年4月14日(月曜日)及び同月15日(火曜

 $\widehat{\mathcal{F}}$

午前8時30分から午後4時30分まで

2 受付専用電話

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03 (3581) 8201

申請手続

令和7年4月21日

のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする 規則附則第10条に規定する審査申請書の提出は、次

- 東京都内の住所地を管轄する警察署
- 管轄する警察署 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を
- う。)の交付を受けた東京都内の警察署 旧規則第8条の合格証 (以下「旧合格証」とい

Ţ

3 申請書類

審査申請書 1通

の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏 三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、 名及び撮影年月日を記載したもの) 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、 撤

か 旧合格証の写し

Н

前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書

明らかとなる書面 民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地が 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住

(イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する を、前(2)のウに該当する者は疎明する書面を要しな 営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書 ただし、前(2)のア及びイに該当する者はいずれか

審査手数料

4

 ∞

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第

03 (3581) 4321 内線30312 審査の実施期日及び時間

令和7年5月24日(土曜日)

◉東京都公安委員会告示第69号

警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。)附則第6条の規定に基づく検定合格者審査において、規則附則第7条第1項の規定により学科試験及び実技試験により判定する審査(以下「審査」という。)を実施するので、規則附則第9条の規定により次のとおり告示する。

令和7年2月21日

東京都公安委員会

委員長 廣 瀨 道

肥

午前8時30分から午後0時30分まで

審査の実施場所

品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鮫洲運転免許試

灰汤

3 審査の実施種別

規則附則第6条第6号の交通誘導警備業務に係る2級の検定合格者審査

4 審査対象者

規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。)第1条第1項の表に規定する交通誘導警備に係る同項に規定する検定であって、同条第2項に規定する1級に係るもの又は2級に係るものに合

15

格した者

審査予定人員

30名

6 申請申出の要領

申請に先立って、申請申出を必ず行うこと。

なお、申請申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。

(1) 申請申出の受付期間

令和7年4月14日(月曜日)及び同月15日(火曜

日)の2日間

午前8時30分から午後4時30分まで

(2) 受付専用電話

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03 (3581) 8201

7 申請手続

(1) 受付期間

令和7年4月21日(月曜日)から同月23日(水曜

日)までの3日間

午前8時30分から午後4時30分まで

(2) 受付場所

規則附則第10条に規定する審査申請書の提出は、次 のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。

東京都内の住所地を管轄する警察署

、 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を 管止する警察署

ウ 旧規則第8条の合格証(以下「旧合格証」という。)の交付を受けた東京都内の警察署

3

申請書類

ア 審査申請書 1通

写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 1葉

ウ 旧合格証の写し

エ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書

(ア) 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住 民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地が 明らかとなる書面

(イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書ただし、前(2)のア及びイに該当する者はいずれかを、前(2)のウに該当する者は疎明する書面を要しない。

(4) 審查手数料 4,700円

8 問合せ先

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 4321 内線30312

◉東京都公安委員会告示第70号

警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号) 附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則(平成17年 国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。)附則 第6条の規定に基づく検定合格者審査において、規則附則 第7条第1項の規定により学科試験及び実技試験により判 定する審査(以下「審査」という。)を実施するので、規

則附則第9条の規定により次のとおり告示する 令和7年2月21日

東京都公安委員会

委員長

審査の実施期日及び時間

(土曜日

午前8時30分から午後0時30分まで

<u>-</u>

受付期間

令和7年4月21日

(月曜日)から同月23日 (水曜

審査の実施場所

2

警視庁鮫洲運転免許試

ယ 審査の実施種別

4

のに合格した者 同条第2項に規定する1級に係るもの又は2級に係るも 燃料物質等運搬警備に係る同項に規定する検定であって に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以 下「旧規則」という。) 第1条第1項の表に規定する核 規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定

か

5 審查予定人員

30名

申請申出の要領

6

申請に先立って、申請申出を必ず行うこと

なお、申請申出は、 電話受付のみとし、先着順により

(1) 申請申出の受付期間

日)の2日間 令和7年4月14日 (月曜日)及び同月15日

(火曜

午前8時30分から午後4時30分まで

鬞 熊 道 肥

2

受付専用電話

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係

(3581) 8201

뺍

令和7年5月24日

品川区東大井一丁目12番5号

 \exists

までの3日間

2

受付場所

午前8時30分から午後4時30分まで

規則附則第6条第8号の核燃料物質等危険物運搬警備

業務に係る2級の検定合格者審査 審査対象者

管轄する警察署 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を 旧規則第8条の合格証(以下「旧合格証」とい

3 申請書類

う。)の交付を受けた東京都内の警察署

Y 審査申請書

の長さ2.4センチメートルの写真で、 三分身、 名及び撮影年月日を記載したもの) 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、 無背景の縦の長さ3.0センチメートル、 その裏面に氏 1 葉 撤 |

か 旧合格証の写し

H 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書

国

 $\widehat{\mathcal{V}}$ 明らかとなる書面 民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地が 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住

(イ) 前(2)のイに該当する者は、 を、前(2)のウに該当する者は疎明する書面を要しな ただし、前(2)のア及びイに該当する者はいずれか 営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書 警備員として属する

(4) 審査手数料 4,700円

問合せ先

 ∞

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第 電話 03 (3581) 4321 内線30312

一家

●東京都公安委員会告示第71号

のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。

東京都内の住所地を管轄する警察署

規則附則第10条に規定する審査申請書の提出は、

×

第6条の規定に基づく検定合格者審査において、規則附則 附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則(平成17年 則附則第9条の規定により次のとおり告示する。 定する審査(以下「審査」という。)を実施するので、 第7条第1項の規定により学科試験及び実技試験により判 国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。) 附則 警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)

令和7年2月21日

東京都公安委員会

委員長 鬞 艦 道 罡

뺍

審査の実施期日及び時間

令和7年5月24日(土曜日)

午前8時30分から午後0時30分まで

審査の実施場所

ယ 審査の実施種別 品川区東大井一丁目12番5号

級の検定合格者審査 規則附則第6条第9号の貴重品運搬警備業務に係る1

審査対象者

第2項に規定する1級に係るものに合格した者 重品運搬警備に係る同項に規定する検定であって、同条 に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以 下「旧規則」という。)第1条第1項の表に規定する貴 規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定

IJ 審査予定人員

申請申出の要領

6

申請に先立って、申請申出を必ず行うこと

(1) 申請申出の受付期間 なお、申請申出は、電話受付のみとし、先着順により 令和7年4月14日(月曜日)及び同月15日(火曜

2 午前8時30分から午後4時30分まで

日)の2日間

受付専用電話 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係

(3581) 8201

申請手続

 $\widehat{\mathbf{I}}$

受付期間

令和7年4月21日(月曜日)から同月23日(水曜

17

 \square までの3日間

午前8時30分から午後4時30分まで

警視庁鮫洲運転免許試

2

のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。 規則附則第10条に規定する審査申請書の提出は、 東京都内の住所地を管轄する警察署 ×

- 管轄する警察署 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を
- う。)の交付を受けた東京都内の警察署 旧規則第8条の合格証(以下「旧合格証」とい

か

申請書類

3

審査申請書

の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏 三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横 名及び撮影年月日を記載したもの) 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、 1 烘

Ţ 旧合格証の写し

Н 国 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書

 $\widehat{\mathcal{V}}$ 明らかとなる書面 民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地が 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住

(イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する を、前(2)のウに該当する者は疎明する書面を要しな 営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書 ただし、前(2)のア及びイに該当する者はいずれか

審査手数料 4,700円

4

 ∞ 問合せ先

電話 03 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第 (3581) 4321 内線30312 一家

│ ◉東京都公安委員会告示第72号

第6条の規定に基づく検定合格者審査において、規則附則 則附則第9条の規定により次のとおり告示する。 附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則(平成17年 定する審査(以下「審査」という。)を実施するので、 第7条第1項の規定により学科試験及び実技試験により判 国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。) 附則 警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)

令和7年2月21日

東京都公安委員会

委員長 鬞 艦 道

肥

審査の実施期日及び時間

午前8時30分から午後0時30分まで 令和7年5月24日(土曜日)

審査の実施場所

2

品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鮫洲運転免許試

審査の実施種別

ယ

級の検定合格者審査 規則附則第6条第10号の貴重品運搬警備業務に係る2

審査対象者

に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。 規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定 冥

2

受付専用電話

第2項に規定する1級に係るもの又は2級に係るものに 重品運搬警備に係る同項に規定する検定であって、 合格した者 下「旧規則」という。) 第1条第1項の表に規定する貴 回祭

審査予定人員

30名

- 申請申出の要領
- 申請に先立って、申請申出を必ず行うこ

確定する なお、申請申出は、電話受付のみとし、先着順により

日)の2日間 令和7年4月14日(月曜日)及び同月15日

(火曜

 $\widehat{\mathcal{V}}$

<u>1</u>

申請申出の受付期間

午前8時30分から午後4時30分まで

- 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 (3581) 8201
- 申請手続

 $\widehat{\Xi}$

受付期間

日) までの3日間 令和7年4月21日 (月曜日)から同月23日 [水曜

午前8時30分から午後4時30分まで

2

受付場所

のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。 規則附則第10条に規定する審査申請書の提出は、 ×

- 東京都内の住所地を管轄する警察署
- 管轄する警察署 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を

- か う。)の交付を受けた東京都内の警察署 旧規則第8条の合格証 (以下「旧合格証」 とい
- 3 申請書類
- Y 審査申請書 1通
- の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏 三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、 名及び撮影年月日を記載したもの) 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、 1 烘 撤
- か 旧合格証の写し

Н

- 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書
- 民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地が 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住
- を、前(2)のウに該当する者は疎明する書面を要しな 営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書 ただし、前(2)のア及びイに該当する者はいずれか 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する
- (4) 審査手数料
- ∞ 問合せ先

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係

語語 03 (3581) 4321 内線30312

●東京都公安委員会告示第73号

う。) 第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教 育責任者講習を実施するので、 警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」とい 警備員指導教育責任者及び

> 機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則 国家公安委員会規則第2号)第2条の規定により次のとお (昭和58年

令和7年2月21日

東京都公安委員会

委員長 灆 道

思

뺍

講習の実施期間及び時間

までの6日間(日曜日及び土曜日を除く。) 令和7年5月20日(火曜日)から同月27日(火曜日)

午前9時から午後5時まで

2

講習の実施場所 台東区東上野一丁目1番12号 ·般社団法人東京都警備業協会研修室

果橋ビル

ယ

講習に係る警備業務の区分

- いう。以下「2号警備業務」という。) における負傷等の事故の発生を警戒し、 車両の雑踏する場所又はこれらの通行に危険のある場所 法第2条第1項第2号で定める警備業務(人若しくは 防止する業務を
- 講習予定人員

120名

- 受講対象者
- $\widehat{\Xi}$ て3年以上である者 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算し
- 限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第 条に規定する1級の検定 委員会規則第20号。以下「検定規則」という。) 第4 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安 (2号警備業務に係るものに

確定する

項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の

- 3 当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上 係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、 務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に 号警備業務に従事しているもの 検定規則第4条に規定する2級の検定 (2号警備業
- (4) 等以上の知識及び能力を有すると認める次の者 東京都公安委員会が前(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同
- のに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格し 2項に規定する1級の検定(2号警備業務に係るも 則第5号。以下「旧検定規則」という。) 第1条第 等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員
- 従事しているもの 定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務に 定」という。)に合格した警備員であって、当該検 (2号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定
- 受講申出の要領

なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により 受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこ

<u>1</u> 受講申出の受付期間

令和7年4月15日(火曜日)及び同月16日(水曜

- 日)の2日間
- 午前9時から午後5時まで

19

2 受付専用電話

般社団法人東京都警備業協会 (3837) 2160

受講対象者の確定方法

3

- 97 受講対象者のうち100名は、次に掲げる者を優先す
- 現に東京都内に居住する

A

- 現に東京都内に所在する警備業営業所に属する
- 申込手続

~1

1 受付期間

る法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除 日)までの間(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関す 電話受付予約終了後から令和7年5月1日 (木曜

午前9時から午後5時まで

2 受付場所

台東区東上野一丁目1番12号

- 般社団法人東京都警備業協会
- 3 申込書類

Y

- 警備員指導教育責任者講習受講申込書 連
- 7 の書面 各1通 前記5の受講対象者に該当することを疎明する次
- 履歴書 事していたことを証明する警備業者が作成する書 前記5の(1)に該当する者は、2号警備業務に従 (以下「警備業務従事証明書」という。) 及び

備業務従事証明書を提出することができないこと ただし、警備業者が既に廃業しているなど、

> (イ) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定に係る合 に代えて提出するこ 当することを誓約する書面を警備業務従事証明書 事情を疎明した上で、 についてやむを得ない事情がある場合には、 前記5の(1)に掲げる者に該 岩炭

(T 前記5の(3)に該当する者は、2級検定に係る合

格証明書の写し

格証明書の写し及び警備業務従事証明書

当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務 事情を疎明した上で、前記5の(3)に掲げる者に該 についてやむを得ない事情がある場合には、 備業務従事証明書を提出することができないこと 従事証明書に代えて提出すること ただし、警備業者が既に廃業しているなど、 域出

- H 合格証の写し 前記5の(4)のアに該当する者は、旧1級検定の
- 合格証の写し及び警備業務従事証明書 前記5の(4)のイに該当する者は、旧2級検定の

についてやむを得ない事情がある場合には、当該 業務従事証明書に代えて提出すること。 に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備 事情を疎明した上で、前記5の(4)のイに掲げる者 備業務従事証明書を提出することができないこと ただし、警備業者が既に廃業しているなど、

- Ţ 該当することを疎明する次の書面 前6の(3)のア又はイに該当する者は、それぞれに 各1通
- 前6の(3)のアに該当する者は、住居地を疎明す 住民票の写し、運転免許証の写しその他の住居

3

地が明らかとなる書面

(イ) 前6の(3)のイに該当する者は、現に属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書ただし、前6の(3)のア及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。

- 受講料納入手続
- (1) 受講料納入の受付期間

令和7年5月12日(月曜日)及び同月13日(火曜日)の2日間

受付場所

2

午前9時から午後4時30分まで

台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会

一般在団法人果呆都警備業協会受講手数料

38,000円

- 9 問合せ先
- (1) 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03 (5818) 6070
- (2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 4321 内線30312

●東京都公安委員会告示第74号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。)第2条の規定により次のとおり告示する。

令和7年2月21日

東京都公安委員会

委員長 廣 瀬 道 明

삠

講習の実施期間及び時間

令和7年4月30日(水曜日)から同年5月2日(金曜)、 トー・・コニー

日)までの3日間

午前9時から午後5時まで

講習の実施場所

2

台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル

一般社団法人東京都警備業協会研修室

講習に係る警備業務の区分

ယ

法第2条第1項第2号で定める警備業務(人若しくは車両の雑踏する場所又はこれらの通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務をいう。以下「2号警備業務」という。)

4 講習予定人員100名

5 受講対象者

法第2条第1項に定める警備業務のうち、2号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証(以下「警備員指導教育責任者資格者証(以下「警備員指導教育責任者資格者証」という。)又は規則第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「警備員指導教育責任者講習修了証明書」という。)の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するもの

(1) 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算し

て3年以上である者

2

- 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者
-)検定規則第4条に規定する2級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの
- (4) 東京都公安委員会が前(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める次の者ア 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した要
- 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの
- 受講申出の要領

6

受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。

なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により

受付期間

電話受付予約終了後から令和7年4月17日

(木曜

~1

受講申出の受付期間

令和7年4月2日(水曜日)及び同月3日(木曜

日)の2日間

午前9時から午後5時まで

2 受付専用電話

·般社団法人東京都警備業協会 03 (3837) 2160

受講対象者の確定方法

3

受講対象者のうち80名は、次に掲げる者を優先する。 現に東京都内に居住する者

現に東京都内に所在する警備業営業所に属する者

までの間(日曜日及び土曜日を除く。

午前9時から午後5時まで

2 受付場所

台東区東上野一丁目1番12号

般社団法人東京都警備業協会

3 申込書類

警備員指導教育責任者講習受講申込書

責任者講習修了証明書の写し 指導教育責任者資格者証の写し又は警備員指導教育 2号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員

の書面 各1通 前記5の受講対象者に該当することを疎明する次

前記5の(1)に該当する者は、2号警備業務に従

21

事していたことを証明する警備業者が作成する書 (以下「警備業務従事証明書」という。) 及び

に代えて提出すること 当することを誓約する書面を警備業務従事証明書 事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該 についてやむを得ない事情がある場合には、当該 備業務従事証明書を提出することができないこと ただし、警備業者が既に廃業しているなど、

(イ) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定に係る合 格証明書の写し

格証明書の写し及び警備業務従事証明書 前記5の(3)に該当する者は、2級検定に係る合

Œ

事情を疎明した上で、前記5の(3)に掲げる者に該 従事証明書に代えて提出すること。 当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務 についてやむを得ない事情がある場合には、当該 備業務従事証明書を提出することができないこと ただし、警備業者が既に廃業しているなど、 摦

 $\widehat{\mathbb{H}}$ 合格証の写し 前記5の(4)のアに該当する者は、旧1級検定の

合格証の写し及び警備業務従事証明書

前記5の(4)のイに該当する者は、旧2級検定の

事情を疎明した上で、前記5の(4)のイに掲げる者 についてやむを得ない事情がある場合には、当該 備業務従事証明書を提出することができないこと に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備 ただし、警備業者が既に廃業しているなど、 数目

業務従事証明書に代えて提出する

該当することを疎明する次の書面 前6の(3)のア又はイに該当する者は、それぞれに

Н

- (ア) 前6の(3)のアに該当する者は、住居地を疎明す る住民票の写し、運転免許証の写しその他の住居 地が明らかとなる書面
- (イ) 前6の(3)のイに該当する者は、現に属する営業 ずれかの疎明する書面を要しない。 ただし、前6の(3)のア及びイに該当する者は、い 所の所在地を疎明する営業所所属証明書

受講料納入手続

<u>1</u>

受講料納入の受付期間

日)の2日間 令和7年4月21日(月曜日)及び同月22日(火曜

2 受付場所

午前9時から午後4時30分まで

台東区東上野一丁目1番12号

一般社団法人東京都警備業協会

3 受講手数料

14,000円

9 問合せ先

一般社団法人東京都警備業協会 03 (5818) 6070

2 相開相 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03 (3581) 4321 内線30312

程 交

規

●交通局規程第一号

発

定

(郵送料を含む。) 六、六〇〇円

一箇月